

印 刷 仕 様 書

本仕様書は、「全戸配布チラシ」作成業務（以下本業務）に関する仕様を定めたものである。

1 品名

「全戸配布チラシ」（令和3年度用日赤活動資金募集資材）

2 全戸配布チラシ作成業務に係る基本方針

全戸配布チラシは、日赤活動資金増強につながる赤十字活動のPR資材である。

また、活動資金の協力者に対して今年度の活動報告をする媒体であるとともに、日赤と接点のない住民に対して日赤の活動等を周知し、興味関心を持たせるPR媒体でもある。本作成業務は、上記の趣旨や、本仕様書の以下の内容を踏まえて、企画、制作、印刷製本及び長野県全市町村（地区分区）ごとの梱包・区分け、搬入までの業務一切を含むものとする。

3 業務内容

（1）業務概要

全戸配布チラシに係る、紙面への掲載内容や構成等の企画、制作、文字校正、色校正、梱包・区分け、搬入までの一切の業務。詳細は以下の通りとする。

- ・仕上がり A4×8ページ 十文字折 4/4c
- ・部数 760,000部
- ・企画・制作 紙面への掲載内容や構成等の企画、制作、文字校正
- ・製版 色校正による確認を要する
- ・用紙 上質紙 四六判 70kg相当
- ・印刷 4/4c オフセット印刷
- ・加工 十文字折
- ・納入 別紙「令和3年度 全戸配布チラシ送付先及び送付部数一覧」のとおり

（2）長野県支部から提供できる資料は次の通りとする。

長野県支部が所有している提供可能なJPEG画像データや写真並びに資料および印刷物のレイアウトデータ

（3）長野県支部から提供する写真や文書等のデータの他に、受託者と長野県支部において補足が必要と認められた場合は、受託者が所有している写真や文書等を使用することができるものとする。なお、受託者が写真撮影等の取材等を必要とした場合は、取引先と連絡調整については、受託者と長野県支部において協議し決定する。また、補充に使用する写真が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

- (4) 使用する写真について、長野県支部から提供する写真を高画質で保持してスキャニングにより画像データとして取り組むこと。また、その他の方法により、高画質を保持して印刷が可能な場合には、その方法によることも可とする。なお、長野県支部から JPEG データを提供できる場合には、それを使用すること。スキャニングにより画質が著しく不鮮明になるなど支障が出る場合には、長野県支部と協議の上、長野県支部が写真提供者に JPEG データ等の提供を依頼するものとする。
- (5) JPEG データが確保できない場合には、受託者において必要に応じた写真の撮影も可とする。
- (6) 受託者は、原稿、イラスト、デザイン、レイアウトなどの編集及び全戸配布チラシの印刷原稿の制作並びに印刷及び製本並びに各市町村と長野県支部へ送達のために必要な区分、配布数ごと梱包及び搬入の一切の業務を行うものとする。

4 スケジュール

(1) 編集打合せ（受託者、長野県支部）

契約後 5 営業日以内に受託者と長野県支部において、スケジュール及び編集方針並びに完成イメージ等に関する第 1 回の打ち合わせを実施し、以降は必要に応じて（4）編集作業に関する打ち合わせを実施することとする。

(2) 工程管理（受託者）

第 1 回の打ち合わせ時に全体スケジュール案を提出すること。また、編集打合せの結果を踏まえスケジュールを更新し、以降の工程の管理を行うこと。

(3) 資料提供（長野県支部）

編集打合せ終了後、速やかに、長野県支部が所有する資料などを提供する。

(4) 編集作業（受託者）

ア 紙面デザイン、レイアウト、ページ割付、文字デザインの制作等の編集作業（イラストや図表作成、写真トリミングを含む）を行うこと。

イ 既存の写真・イラスト等のデータを使用したことについて発生した著作権等に関する損害賠償などすべての責任は受託者が負うものとする。

(5) 校正作業（受託者、長野県支部）

ア デザイン・文字校正は 7~8 回を想定し、色校正は最低 1 回行うこと。
(PDF データも送付する)。

イ 校正紙を提出する際は、受託者においても校正を行うこと。

(6) 版下製作・製版・印刷・製本（受託者）

(7) 納品（受託者）

ア 納入期間

令和 3 年 3 月 1 日（月）から令和 3 年 3 月 5 日（金）まで

イ 納入先

各市町村及び日本赤十字長野県支部 110 か所

（別紙「令和 3 年度 全戸配布チラシ送付先及び送付部数一覧」参照）

5 納入形態

- (1) 最終的に製本された全戸配布チラシ 760,000 部を、各市町村と長野県支部に納品する。その際、250 部（50 枚ごとに交互）を 1 梱包とすること。
- (2) 最終版の印刷原稿を PDF 化し CD-ROM 等で長野県支部に納入すること。

6 留意事項

- (1) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県支部に帰属すること。ただし、受託者が以前から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留意物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県支部は権利保有物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (2) 受託者は、等業務を円滑に行うため、進行管理のできる主務担当者、長野県支部の指示に柔軟に対応できる専門のライターやデザイナーなど適切なスタッフを確保すること。
- (3) 本仕様に定めないことについて疑義が生じた場合、また本仕様の内容を変更する必要が生じた場合には、受託者と長野県支部において協議し決定する。

以上